

令和 7 年 9 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 59 号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 60 号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第 61 号 八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第 62 号 工事請負変更契約の締結について

第 8 議案第 63 号 工事請負変更契約の締結について

第 9 議案第 64 号 令和 7 年度八峰町一般会計補正予算（第 5 号）

第 10 議案第 65 号 令和 7 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

第 11 議案第 66 号 令和 7 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

第 12 議案第 67 号 令和 7 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 2 号）

第 13 発議第 10 号 決算特別委員会の設置について

第 14 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

第 15 議案第 68 号 令和 6 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について付託

第 16 議案第 69 号 令和 6 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 17 議案第 70 号 令和 6 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 18 議案第 71 号 令和 6 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第 72 号 令和 6 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第 73 号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第 74 号 令和 6 年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第 22 議案第 75 号 令和 6 年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第 23 議案第 76 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 24 陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

出席議員（11 人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	6 番 菊 地 薫	7 番 腰 山 良 悦
8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人	10 番 門 脇 直 樹
11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也	

欠席議員（1 人）

5 番 水 木 壽 保

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	岡 本 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課長	菊 地 俊 平
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	鈴 木 美由紀	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局 石 上 義 久 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、いつも本当熱心に傍聴いただき、ありがとうございます。

これより令和7年9月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、6番菊地 薫君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、8月26日付けで議長から諮問のあった令和7年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの11日間とし、日程等においては、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、陳情が採択となった場合は、意見書提出の発議を最終日に追加いたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会副委員長報告の日割表及び議事日程表により本日から12日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営

委員会副委員長報告のとおり、本日から12日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和7年9月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月20日からの大雨についてであります。

東北北部に停滞した前線の影響により、県内においては、24時間降水量が8月として観測史上最大となる地点があったほか、本町においても、非常に激しい雨により道路の一部崩落や河川の決壊などの被害があったところであります。

幸いにも、人的及び住家被害はありませんでしたが、公共土木施設や農地、農業用施設等の被害額は、約6,000万円と見込んでおります。

被害に遭われた皆様に対しましては、心よりお見舞いを申し上げます。

町では、大雨に関する気象情報を受け、20日午後6時に「災害対策連絡部」を設置し情報収集にあたっておりましたが、その後、洪水警報や土砂災害警戒情報が発令されたことを踏まえ、午後7時35分に「災害対策警戒部」に改組の上、地元消防団と連携し河川の水位等の警戒にあたりました。

ほどなく、雨脚が弱まり、予想される降水量も減少の見込みであったため、避難所の開設や避難指示の発令は実施せず、翌21日の正午に警戒部を解除したところであります。

今後も、大雨が予想される場合は、早い段階から情報収集や警戒体制を整え、防災行政無線やホームページ、エリアメール、八峰町公式LINEなどの情報システムを活用し、迅速で安全な避難誘導に努めてまいります。

なお、被災施設の復旧事業につきましては、国や県と連携しながら、速やかな本復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、早急に着手すべき事業費を取りまとめ、今定例

会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

次に、8月20日に峰栄館において開催いたしました「戦没者追悼式・平和祈念式典」についてであります。

式典には、ご遺族やご来賓など34名の皆様にご臨席を賜り、先の大戦で犠牲となりました方々に哀悼の意を表し、平和を守っていくことをお誓いいたしました。

戦後80年の節目として「平和祈念式典」を加え、八峰中学校生徒による平和へのメッセージ朗読と、コーラスうらの皆様より「ふるさと」を追悼歌として歌っていただきました。

今後も、幅広い世代へ平和の尊さを伝えていくとともに、多くの教訓を風化させることなく、不戦の決意を再確認したところであります。

次に、「デマンド型乗合有償運送事業」についてであります。

デマンド型乗合有償運送、「八^はっちゃん」につきましては、令和4年10月から取り組んでおりますが、これまで大きな混乱や利用者からの苦情もなく、順調に運行しているところであり、令和6年度は、延べ2,499人の方々からご利用いただいております。

また、更なる利便性の向上を図るため、昨日から運行時間を四時間延長し、午後9時まで運行しております。

高齢化率が5割以上の本町にとって、ドア・ツー・ドアで移動できるデマンド型乗合有償運送は、町民の大事な交通手段の一つであると捉えており、今後も、利用者の声を大事にしながら、更なる利便性の向上に努めてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

町では、人口減少対策の一環として、民間事業者との連携により旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用し、10世帯が入居できる定住促進住宅を整備しておりますが、7月9日の入居申込みをもって満室となりました。

入居者数については、全18名となっておりますが、そのうち、町外からの転入者が約半数となっております。

今後、住宅需要の把握に努めながら、施設の増設等を含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、8月3日に能代港下浜岸壁ふ頭で開催された「能代市山本郡消防操法大会」についてであります。

町からは、ポンプ車操法の部に1隊、小型ポンプ操法の部に3隊が代表として出場し

たところではありますが、各選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を発揮し、小型ポンプ操法の部において第10分団が第3位の好成績を収めました。

6月から、暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様と長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、八森地区の海岸における一斉清掃についてであります。

6月29日に実施した海岸清掃は、早朝からの作業にもかかわらず、194名の方々からご協力いただき、可燃ごみと不燃ごみを合わせて約4 tのごみが拾い集められました。

ごみの多くは漁具などの漂流物でありましたが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもあったことから、町では、引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

また、大雨による影響で大量に漂着している流木については、海岸の景観を損ねるだけでなく、海岸保全施設の機能を阻害することになるため、海岸管理者である県に対し、引き続き、流木等の対策を働きかけてまいります。

次に、「白神の環」^わ地域共生協議会の設立についてであります。

本町及び能代市における風力発電事業をはじめとする次世代エネルギーの普及を推進し、地域組織等による地域活性化の取り組みを支援する団体として、本町及び能代市のほか、有識者や地元関係者により構成される、「白神の環」^わ地域共生協議会が8月27日に設立されました。

本協議会では、企業からの拠出金等を活用し、次世代エネルギーを活用した地域活性化に向けたセミナーやワークショップを開催するほか、住民や地域組織等が行う地域課題解決に資する取り組みに対し、助言や資金援助等を行うこととしております。

今後、町といたしましても、風力発電事業による恩恵を地域の皆様に実感していただけるよう協議会と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、eスポーツ大会「八峰闘演武」^{とうえんぶ}の開催についてであります。

近年、eスポーツは、国際的なスポーツ大会の正式種目になり、大手企業がスポンサーになるなど、社会的な認知度が高まっているほか、県では、eスポーツが地域活性化や高齢者の健康増進、世代間交流等を目的に推進しているところでもあります。

こうした中、県内最大規模となります格闘ゲームイベント「八峰闘演武」^{とうえんぶ}が、町文化交流センターにおいて9月14日に開催されることとなりました。

大会当日は、フリー対戦会や初心者向けの体験会も同時開催されるほか、プロゲー

マーを招くなど、多くの愛好者からも注目を集めております。

こうした取り組みは、町のPRはもとより、町民の生き生きと暮らせるまちづくりに大きく寄与するものであることから、町といたしましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。

秋田県は、今年も小学6年生、中学3年生ともに全国平均を上回る成績であり、本町の状況につきましても、県平均を上回る良好な結果でありました。

今後は、調査結果を検証し、学級全体や個々の課題を明らかにした上で、学習の定着を図るとともに、ICTを活用しながら、授業改善に取り組み、更なる学力の向上に努めてまいります。

次に、6月に開催いたしました「町長と子育て世代とのお迎えミーティング」についてであります。

これは、新たな子育て支援策を検討するため、子育て世代から直接ヒアリングを実施したものでありますが、保護者が園児を迎えに来る時間を活用し、峰浜ポンポコ子ども園では17名、八森子ども園では12名の保護者からご参加いただきました。

保護者からは、「町内に病後児保育施設等を整備してほしい」、「子どもたちが気軽に遊べる場所が欲しい」、「誕生祝い金を拡充してほしい」、「子ども園に布団やオムツを持っていくのが大変」など、様々なご意見をいただいたところであります。

こうした意見や要望等については、実現可能かを検討するよう各課に指示しているほか、遊び場の充実に関する事業として、ポンポコ山公園及び中央公園に遊具を整備する予算案を本定例会に提案しております。

次に、6月30日に八峰町文化ホールで開催した、ことぶき大学開講式についてであります。

今年度は、新入生2名を含む218名の受講申し込みがあり、うち163名が開講式に出席しました。

開講式終了後は学習会を実施し、ことぶき大学のサークル会員の募集や、学校との共同活動ボランティアの募集、町内の学習グループの紹介などを行い、今後の学習活動の広がりを期待しております。

ことぶき大学では、引き続き質の高い学習機会の提供に努めるとともに、自主活動の支援を行いつつ、「心と体の健康」を目指して活動することとしております。

次に、「第20回八峰町民野球大会」についてであります。

今年の大会は12チームが参加し、7月27日、8月3日の2日間、2球場で熱戦が繰り広げられました。

決勝戦は、カッチキ台ベースボールクラブと沼田マリーンズの試合となり、決勝戦にふさわしい好ゲームとなりました。

5対4の大接戦を制したのはカッチキ台ベースボールクラブで、昨年度に引き続き、2年連続、2度目の優勝を果たしました。

両日とも大変な猛暑にもかかわらず、大会を大いに盛り上げてくださいました選手の皆様並びに運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

次に、8月14日に峰栄館において開催いたしました「二十歳を祝う会」についてであります。

今年度の対象者は50名で、うち41名が出席しております。

式典では、出席者を代表して紀本智希さんから「自らの言動に責任を持ち、周囲から信頼される大人へと成長できるよう努力していきたい。」、「数多くの困難や挫折が待ち受けていると思うが、課題に前向きに挑み、諦めず、立ち向かっていきたい。周囲への感謝の気持ちを忘れず、未来に向けて前進していく。」という力強い誓いの言葉がありました。

頼もしく立派な姿を拝見し、大変誇らしく思うとともに、今行っているふるさと教育の大切さを実感したところであります。

式典開催にあたり企画運営にご尽力いただきました実行委員の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、令和6年度一般会計決算の実質収支についてであります。

一般会計歳入総額は80億4,354万5,000円、歳出総額は70億4,065万6,000円となり、差し引き10億288万9,000円の剰余金が生じました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、5億1,698万1,000円の黒字となっており、地方財政法に基づき、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることとしております。

また、実質単年度収支は4億9,432万円の黒字となり、前年度決算の5億8,122万8,000円の赤字から大きく改善しました。

その要因は、令和6年度の現年度分が、前年度からの繰越金や不用額の発生により、収支不足に対する財政調整基金からの取崩しを止め、さらに積み立てを行うことができたことから、約2億3,000万円の黒字となったほか、令和5年度からの災害復旧事業などの繰越分が、激甚災害の指定により一般財源相当分が不用額となり、約2億6,000万円の黒字となったものであります。

このたびの決算は、一時的な要因による大きな黒字となっておりますが、人口減少に伴う地方交付税の減少が進む状況に変わりはないことから、引き続き、財源の確保と歳出の抑制に努め、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第59号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第60号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第61号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第62号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事（1工区）変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事（8工区）変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、2億9,502万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を71億796万7,000円とするもので、主な歳出は、令和6年度決算に伴う財政調整基金への積立金のほか、ポンポコ山公園遊具改修工事費の追加などとなっております。

議案第65号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、474万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億1,755万円とするもので、主な歳出は、システム改修事業費の追加であります。

議案第66号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、

4,252万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億6,714万4,000円とするもので、主な歳出は、前年度国県支出金の精算に伴う返還金の追加であります。

議案第67号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、327万円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億365万5,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加であります。

議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和6年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第69号から議案第73号までの各案件は、令和6年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第74号及び議案第75号は、令和6年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員として須藤由美子氏を推薦することについて、議会の承認を求めるものであります。

報告第7号は、令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は18議案で、報告件数は1件であります。

なお、旧埴川小学校解体工事契約締結及び8月大雨災害に関する復旧事業費につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第59号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講じる必要があるため、関係条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

令和6年育児休業法の改正により、育児休暇の取得について要件の緩和及び拡充が行われ、同時に、これらの制度について対象職員に対し説明や意向確認を行うことが義務化されました。このことを規定したのが、条例19条の2でございます。

次のページをご覧ください。

施行期日につきましては、令和7年10月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと伺います。この育児休業、まあ両立、家庭生活と両立するということで、いろんな措置が講じられますけれども、これは3歳を満たない子どもがいる場合、これを面談して確認して、あなたの場合はどのような育児時間を利用しますかという、これを必ず義務付けるということですか。で、現在、職員の間で対象になる職員は何人くらいいるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

この条例、趣旨に関しましては、議員ご指摘のとおりでございます。ただし、条例改正文にもございますように、対象職員が休業を申し出た時に内容の周知、それから意向確認を行う義務があるということでございまして、対象職員としましては、今、3歳未満の子どもを養育する職員が対象になりますけれども、事前に、今、人数が何人いるかについては把握してございません。申し出があった時に個別に対応するという方針であってまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非ですね、これは面談して、男女に限らず、これを実施するようにしてほしいんですけれども、ただ、この育児時間の取り方がいろいろ詳細にある

と思うんですが、これを穴埋めするだけの職員、特に女性の場合は保育士と保健師の女性の職場が多いんですけれども、そこで本当にこの時間が取れるような体制ができていくのかどうなのか。まあ保育園の場合だったら途中でバトンタッチできるような状況、保健師さんもすごい若い保健師さんがいっぱい採用されておりますので、こういうことができる環境が整っているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

制度、条例の改正が行われました際には、当然に、このような制度改正が行われたという周知はしていくことになります。

また、各事業所、まあ職場において休業を取得できる環境が整っているかということにつきましては、こちら、法律や条例に基づく育児を行う職員の権利でございますので、まあ権利を行使するという場合には、職場が協力してこれらをフォローしていくということで、これまでも対応しておりますし、問題はないものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川鉄也君） 日程第5、議案第60号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、別に提出しております新旧対照表をご覧くださいながらご説明したいと思います。新旧対照表をご覧ください。よろしいでしょうか。

今回の育児休業、ああ、この条例、大きい改正文は 3 つございます。

1 つは、部分休業のパターンの多様化でございます。通常の育児休業、満 1 歳に達するまでの育児休業のほか、育児休業には部分休業という制度がございます。で、この改正の 1 点目は、この部分休業、まあ第 1 号部分休業と呼びますが、こちらの部分休業につきまして、取得できる会計年度任用職員の範囲が勤務時間によって制限されておりましたが、この制限が撤廃されております。

2 点目でございます。この 1 号部分休業につきましては、勤務時間の初め、若しくは勤務時間の終わりに取得可能ということで、取得する時間帯が制限されておりましたが、この制限も撤廃されております。したがって、勤務時間の中間でも 1 日 2 時間を超えない範囲で部分休業が取れるというふうになっております。

それから 3 点目、第 2 号部分休業という制度が新たに設けられまして、1 年につき 10 日相当日を超えない範囲内、要するに勤務時間掛ける 10 日分ですね、この時間分を超えない範囲で 1 時間単位で育児休業が取れるという制度が創設されております。

このことを規定しておりますが、対象表のうち 19 条の部分ですね、19 条の、この勤務日ごとの時間、勤務時間のこの文言を削除することで、会計年度任用職員の勤務時間による制限が撤廃されております。

そして次のページですけれども、次のページにつきましては、2 号、3 号において、先ほどの勤務時間の初め、若しくは終わりの制限が撤廃されております。そして、改正後、第 2 号部分休業の承認ということで、新たに 20 条の 2 として第 2 号部分休業を規定しているものでございます。

議案の改正文の方に戻っていただいて、施行期日でございます。施行期日は、10 月

1 日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 会計年度職員も勤務時間掛ける10ですので、まあ7.5時間働いた、まあ働ければ75時間、ほとんどまあ職員と変わらない時間帯で育児時間が1日2時間の割合で取れると思います。大変いいことだと思うんですけども、また育児休業も、男性の場合、取れることになってるんですけども、ただ、この仕事上ですね、非常にこう、まあ自治体の職員の少ないところでは取りにくいとか、住民に対するサービスが低下するっていうことで心配で取りにくいとか、そういうところがあると思うんですけども、これを取りやすくするために、やはり職員の増員が必要だと思うんです。それと、仕事の内容、まあ今、1日休んでも担当課に、今、仕事、今日休んでるので明日にしてほしいとか、いついつ出勤するのでその時間いてほしいとかということがよく私も経験してますし、ほかの人たちも経験して、何か速やかに自分の疑問が解けないという話をよく聞きます。で、そういう意味でもですね、今、国の方でも指摘してると思うんですけども、1人の人が1つの仕事を抱えるのではなくて、チームとしてその業務について、チームプレーでどなたが返答できるような、そういう体制を取っていかなければ、こういうのは男性の場合でも取りにくい。まあ女性の場合は特に保健師とか保育士の場合は非常に難しいと思うんですけども、とりあえず、まず庁舎内で取ることによって支障のないような、そういう勤務体制と、それから仕事内容ですね、それと職員の増員ということについて、町長はどのように考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、職員数もですね、ここ数年、横ばいということで、採用数をですね増やしながら配置、十分な配置ができるように考えているところですが、議員ご指摘のようにチームでですね職務にあたっていくって、まあ住民のお問い合わせに迅速に応えられるような、仕事の停滞を招かないような体制、必要だと思いますので、国の制度を研究しながら、町でも取り入れるものがないか研究してまいりたいと考えており

ます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川鉄也君） 日程第6、議案第61号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町議会議員及び八峰町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページご覧ください。条例の改正文でございます。

このたびの政令の改正によりまして、選挙運動用ビラの作成の公費負担の作成単価及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の作成単価、それぞれ引き上げられております。第8条が選挙運動用ビラの単価でございます。「7円73銭」から「8円38銭」へ引き上げとなります。第11条が選挙運動用ポスターの作成単価でございます。「541円31

銭」から「586円88銭」へと引き上げられるものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。また、経過措置としまして、この条例の施行日、この単価の改正については、施行日以後の告示される選挙について適用されますので、告示前に選挙が行われる、告示される場合については、改正前の単価となるというふうになっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第62号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月22日に指名競争入札に付し、令和6年3月1日請負変更契約を行った「令和5年度発生災害復旧工事（1工区）」について、下記のとおり改めて請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（1工区）

2. 契約金額 変更前 2億605万8,600円

変更後 2億2,331万4,300円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地

伊藤栄建設株式会社

代表取締役 伊藤栄典

4. 支出項目 令和7年度八峰町一般会計（事故繰越）

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

1目 公共土木施設災害復旧費

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですが、現場精査に伴う数量の変更や労務単価の改定のほか、令和6年4月1日より義務化されました週休2日の取得に要する費用の追加などにより、合わせて1,725万5,700円を増額するものです。

工事箇所や概要等についてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、ご参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第63号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月15日に指名競争入札に付した「令和5年度発生災害復旧工事（8工区）」について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（8工区）

2. 契約金額 変更前 1億1,220万円

変更後 1億1,622万9,300円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地

大森建設株式会社八森本店

本店長 大森啓正

4. 支出項目 令和7年度八峰町一般会計（事故繰越）

11款 災害復旧費

1項 公共土木施設災害復旧費

1目 公共土木施設災害復旧費

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですけれども、現場精査に伴う数量の変更や労務単価の改定のほか、令和6年4月1日より義務化されました週休2日の取得に要する費用の追加などにより、合わせて402万9,300円を増額するものです。

工事箇所や概要等につきましてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、ご参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ1工区、8工区もですね同じ理由なんですけども、実質ですね、この労務単価の改正ということで、まあこの一つの理由になっているわけですが、実質の労務賃金が上がっているのかどうか。私はですね、こう、そういう建設会社に勤めている人の話を聞いてもですね、賃金は上がっていないと、そのまんまだと。でも、工事に関するその労務費の賃金がですね、まあ予算の中でどんどん上がっているようだと。これはどういうことなのかということを知りたいことがあります。町としてはですね、そういう労務賃金がですね実質こういうふうな形としては上がっているけども、実質上がっているのか、そういう調査もですね、やっぱりしていかないと、ただ改正になったからこの予算が上がるということではなくてですね、実質のやはり調査をするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

設計の労務単価、これは国の方の改正になりまして、今回大体5%程度、設計の方では上昇ということになっております。ただ、それが実際の作業員の給料の方に反映されているかということになりますと、またちょっとこれは別物になってしまいますので、まあ適切な反映ということは業者さんの方にも伝えてはいきたいと思いますが、設計は設計の方で上昇すればそれに伴って積算するということですので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第64号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第64号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,502万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億796万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更についてでございますが、峰浜培養施設整備事業につきましては、合併特例債を全額減額するもので、ポンポコ山公園遊具整備事業と中央公園遊具整備事業につきましては、合併特例債を充当し、町債の限度額をそれぞれ2,370万円と470万円とするものでございます。

7ページ・8ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

15款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金 2 節児童福祉費負担金は、町外の認定こども園に入園者が 1 名増えることから、施設型給付費国庫負担金66万3,000円を追加するものでございます。また、同じ理由で、一つ下に飛んでいただきまして16款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金 2 節児童福祉費負担金につきましても、施設型給付費県負担金18万7,000円を追加するものでございます。

一つ戻っていただきまして15款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金 1 節社会福祉費補助金につきましては、後期高齢医療システム改修事業に伴う子ども・子育て支援事業費補助金105万5,000円を追加するものでございます。

19款繰入金 2 項 1 目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和 6 年度介護保険特別会計の精算に伴い、一般会計が負担した分を特別会計から返還するもので、976万8,000円を追加するものでございます。

9 ページ・10ページをお開きください。

20款繰越金につきましては、財政調整基金への積み立てや補正予算の財源として 2 億8,601万円を追加するものでございます。

21款諸収入 5 項 6 目雑入につきましては、国道101号道路改築事業峰浜・水沢工区の実施により田中地区に町が設置した看板を撤去する必要があるため、その補償として看板撤去補償金 4 万2,000円を追加するものでございます。

22款町債 1 項 3 目農林水産業債 3 節農業農村整備事業債は、峰浜培養施設整備に充当する合併特例債を減額するものでございます。

また、4 目商工債 1 節観光施設整備事業債につきましては、ポンポコ山公園遊具整備事業に充当する合併特例債2,370万円を追加するもので、次の 5 目土木債 8 節公園整備事業債につきましては、中央公園遊具整備事業に充当する合併特例債470万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

11ページ・12ページをお開きください。

2 款総務費 1 項 5 目財産管理費14節工事請負費につきましては、旧八森中学校合併浄化槽と地下タンク解体工事の入札が不調となったことから、改めて設計を見直しし、207万8,000円を追加するものでございます。

次の 6 目企画費12節委託料につきましては、令和 8 年度に企業受入型地域おこし協

力隊を採用するため、その募集経費として350万円を追加するものでございます。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、今後、交流人口の増加に寄与すると見込まれるイベントの開催に対して、交流促進事業補助金60万円を追加するものでございます。

次の9目自治振興費11節役務費につきましては、国道101号道路改築事業峰浜・水沢工区の実施により田中地区に町が設置した看板を撤去する必要があるため、手数料4万2,000円を追加するものでございます。

次の11目地域情報化事業費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町が八森地区に整備した光ケーブルと岩館地区の地デジケーブルについて、東北電力及びN T Tが電柱移設工事を実施するため、光ケーブル移設工事費負担金576万7,000円を追加するものでございます。

3款民生費1項3目障害福祉費18節負担金、補助及び交付金につきましては、障害者総合支援法の改正に伴い、令和7年10月から開始となる就労選択支援に対応した障害者自立支援給付審査等システムの改修を行うため、秋田県町村電算システム共同事業組合に対して支払う負担金39万2,000円を追加するものでございます。

次の6目介護保険費27節繰出金につきましては、令和6年度介護保険料の精算に伴う低所得者介護保険料軽減事業の追加分として43万1,000円を追加するものでございます。

次の7目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金につきましては、法改正に伴う子ども・子育て支援金制度の創設により後期高齢者医療システムも改修するための負担金105万5,000円を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

3款民生費2項1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町外の認定こども園に入園者が1名増えることから、施設給付費の町負担金として110万4,000円を追加するものでございます。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、新型コロナウイルス定期接種について、接種費用の2分の1を、また、生活保護受給者は全額をそれぞれ助成するもので、10節には予診票の印刷経費1万2,000円と、12節には予防接種業務委託料として528万円を追加するものでございます。

6款農林水産業費1項2目農業総務費3節職員手当等につきましては、国による令和

5年災害復旧事業の残事業調査が入り、職員の時間外勤務手当の支出が増えたため、今後不足が見込まれる分として時間外休日勤務手当29万5,000円を追加するものでございます。

次の5目農地費18節負担金、補助及び交付金につきましては、来年春の作付に影響がある老朽化した揚水機の更新を図るもので、2団体分として町単農業農村整備事業補助金78万4,000円を追加するものでございます。

次の9目農業施設費14節工事請負費につきましては、今年度予定している峰浜培養の空調機更新工事において、県との起債協議において特例債の要件に合致しないと指摘されたことから、全額減額するものでございます。

次の18節負担金、補助及び交付金につきましては、峰浜培養の空調機更新工事を補助金に変更することとし、補助率を2分の1とし、対象経費を必要最小限の機器更新費用に限定して峰浜培養空調設備等更新工事補助金580万円を追加するものでございます。

15ページ・16ページをお開きください。

7款商工費1項6目ポンポコ山公園管理費につきましては、子育て世代のニーズを踏まえ、屋内及び屋外の遊具の新設と更新を行うため、14節工事請負費にポンポコ山公園遊具改修工事費2,500万円を追加するものでございます。

また、次の8款土木費6項1目公園管理費につきましても、同じ理由で14節工事請負費に中央公園遊具新設工事費500万円を追加するものでございます。

9款消防費1項2目消防施設費10節需用費につきましては、消防署による定期点検において老朽化が指摘された消火栓を修繕するため、修繕料152万4,000円を追加するものでございます。

次の3目災害対策費のうち、1つ目の防災士資格取得支援事業補助金につきましては、防災士を目指す3名の資格取得に要する経費を支援するため8万3,000円を追加するものでございます。また、次の自主防災組織活動補助金につきましては、独自の活動を計画している自主防災組織が2団体増えることから、その活動経費を支援するため4万円を追加するものでございます。

17ページ・18ページをお開きください。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費につきましては、令和6年度の実質収支が確定したことから、地方財政法の規定に基づき2分の1相当額を積立金として2億5,900万円追加するものでございます。

次の３項１目国県支出金返納金22節償還金、利子及び割引料につきましては、令和６年度の事業費が確定したことに伴い、出産・子育て応援国庫交付金精算返還金ほか10件について、国及び県に対する返納金として1,001万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） いろいろ国の方の歳入と歳出と、それから関係してきますけれども、まず12ページの後期高齢者医療システム改修負担金ということで、子どものことに関してシステムが変えられるということですが、具体的には、後期高齢者医療保険の仕組みの中にこの項目が増えて、それで後期高齢者の人たちがこの子ども何とかをこう補助するという形になるんですか。ちょっとそこら辺、もう少しちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

それと19ページの最後の方ですけれども、中央公園の遊具ですけれども、中央公園は中浜の自治会に委託されてる、管理委託されてるものだと説明を前受けましたけれども、この遊具の管理、まあポンポコ山だと観光課があって、人の、遊具の点検もいろいろできると思うんですけれども、この遊具の破損とかいろんな点検とか、これはどこで行うんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 見上議員のただいまのご質問にお答えします。

１問目の後期高齢者特別会計、あ、後期高齢者の保険に関して、子ども関連の補助金が創設されるのかどうかというようなお話なんですけれども、こちらに関しましては、令和８年度、来年度からですね子ども支援金制度というものが創設されまして、後期高齢含む全ての健康保険でそれを保険者、被保険者で負担していくというようなことになりまして、後期高齢、そして町で言いますと国民健康保険のシステム改修、賦課等にかかるシステム改修にかかる負担金ということになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君）　ただいまの見上議員からの中央公園の遊具関係についてのご質問にお答えをいたします。

中央公園の管理委託につきましては、中浜自治会さんの方へはトイレの清掃をお願いしているところでございます。その他の部分については町で管理しておる。そういった状況でございます。

遊具の点検についてですけれども、ポンポコ山公園の遊具同様にですね、日常点検、それから法定の定期点検、そういったものは業者委託する予定となっております。まあその他につきましては、町の職員、課の職員とか作業員等見回りをしながら、適正に運営管理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君）　ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君）　14ページの峰浜培養のことで、培養のこの580万円、まあ最低限の工事だろうと思えるわけですが、だとするとですね、今までどうなってるのかと。これ生産設備のエアコン、エアコンというか、まあ空調設備の改修だとすると、現在もこれは不調なままでの生産設備の空調なってるのか。それが原因で生産が満足にいけないのではないのかというふうなことも危惧するんですが、その辺はどうなんでしたか。

○議長（皆川鉄也君）　ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君）　ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

機器につきましては、現在不調を来しているわけではございません。ただ、日々不調になりますと修繕を行いながら対応してまいりましたが、そろそろ機械の更新時期も重なりまして、で、3部屋当初は更新の予定でありましたが、まあ起債が適用ならないということで一番危険と思われる1A室と言われる機器の更新を考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君）　ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君）　なかなか培養の経営もですね厳しい状況で、まあ去年は4,500万円の赤字出してるわけですね。今後、峰浜培養の生産者もかなり後継者のいない状況の中で、まああそこの運営というものもそろそろ将来を見通して考えていかなければならない時期に来てるわけです。まあそういった中で、その培養についての今後見直しっ

ていうか、まあ経営的な問題を含めて将来のことについて検討するべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

現在、培養としましては、まあ町内の生産者がどんどん減少している状況でございます。培養の努力といたしまして県内にホダを売っている状況にありますが、まあだんだん、議員ご指摘のとおり厳しい状況が続いておりますので、検討する機会になれば、検討を進めていかねればいけないのかなと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう一点、どこだっけか……16ページの自主防災組織の補助金ですが、自主防災組織、こんだけですね町内に住民が少なくなっている中で、町が主導してこれを作れというふうに音頭取ってるように私は聞こえるんですが、まあそれはそれで自治会が大きいところは非常にいいわけですが、なかなか小さい自治会ですとね、その人の問題、まあ受けてくれる人がだんだんだんだん少ねぐなって、まして、また若い者もまた少ないというふうな状況の中で、これをどんどんまあ作れ作れと言って進めていくのかどうかということを私はちょっとこの先、まあいいのかなということを考えるんですが、その辺についてはどうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

自主防災組織、こちらの方は、議員おっしゃるとおり地区の自治会等が母体となっております。で、災害起きた際に一番最初にどこが力になるか、本当に発災時にどういうふうな方が助け合いができるかというふうなこととなりますと、町ではなくて地域の人たちの共助が一番大事となってまいります。ですので、まあ各自治会によって若者が足りなくなっている等々いろいろ問題はあるかとは思いますが、あくまでその共助を少しでも形づくるために、これからも自主防災組織というふうな組織の作り方に関しては、自治会の方をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 12ページの上の方の12節、あ、12委託料、地域おこし協力隊。先ほどの説明で募集経費に350万円という説明ありましたが、この募集経費だけで350万円ということではよろしいのでしょうか。少し高いような気がするんです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

こちらの方の委託料350万円ですけれども、こちらの方は募集経費のみとなっております。具体的に事業者が決まってみないと金額というのは確定はしませんが、国の方で特別交付税として定められている募集に関わる経費、こちらが1団体350万円が上限金額としてうたわれております。ですので、その上限金額に合わせてこのたび予算措置の方、計上しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 自主防災組織について伺います。先ほど2つの団体が増えるという説明でしたが、全部で現在何団体、自主防災組織あるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

現在、すいません、ちょっとお待ちください……現在14団体ございまして、今回はそのうちの3団体。浜田、中浜、岩館第1の方の方から申請の方が上がってきております。

○3番（奈良聡子さん） さっき2つ増えたって聞いたんですけど。

○防災町民課長（工藤善美君） もともと当初予算で1団体分は確保しておりました。ですが、今回申請の方がもう2団体追加、で、3団体の方の申請がございましたので、今回の補正で2団体分追加というふうなことで補正予算を上げさせていただいております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 福祉課長にちょっとお尋ねします。先ほどの子ども・子育て支援事業費の後期高齢者医療保険の中から、まあシステムということで、これがまた国保とか、まあ協会けんぽとかも、全体の保険から引かれるのかどうなのかちょっと分かりませんが、この後期高齢から何割とか国保から何割とか、そういうふうな仕組み

がちよつと私は分かりませんので、そこと、それから大体後期高齢者医療保険の中から、まあ今、介護支援とかいろいろ引かれてますけれども、そういう形で支援金として大体お分かりでしたらどのような金額になるか、シミュレーションしてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

まず最初に全ての保険で適用されるのかというようなお話でしたけれども、正にお見込みのとおりで、国民健康保険や社会保険、我々で言うと共済保険ということになります。あと、その事業、負担金の割合ということで各保険なんですけれども、詳しいところはまだ示されていないんですけれども、令和10年度までに被用者又は個人、そして国、公費負担、合わせて国全体で1兆3億円ということになっております。

で、最後に個人でどのくらいの負担になるのかというようなお話なんですけれども、こちらはまだ国の試算段階ですので、現段階でこの程度だとお示しできることはありませんので、詳しいことが分かり次第、来年度予算の段階の方でご説明できればというように考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 合併の優遇措置として合併特例債が目玉としてですね今日まで使われてきたわけでありますが、今回の、まあこの14ページのですね培養の空調機器の更新、これに合併特例債を活用しようとした。ところが目的に合致しないということで拒否されたということでもありますね。合併特例債というのは、まずインフラ、これからの町のインフラにしっかりしなさいということで、この措置が設けられたというふうに思うんですよ。それがですね、この、まあ培養という会社、会社ですよ。この会社の経営にそれを使おうとする、その根拠。どういうことですか、この合併特例債を使おうとして拒否されたのか。この調査という、これを使えるのか使えないのかということ町としては知らなかったのかどうかということをもっとお伺いしたい。

それで、この3,270万円が今度町から予算として出せないということで580万円の補助金を出して、ということは、特例で、その合併のその会社でですね、これを事業として、まあ借金をしてやっていこうということだと思うんですが、今、山本議員からもですね、その経営が非常に難しいと、そういう直面に来てるということであればですね、

これ本当にこの会社でそれが整備できるのかどうか。これをまずお伺いしたいと。

そして、この遊具の問題ですね。この合併特例債も、もうあと今年度で終わってしまうと、もう使えなくなるということであればですよ、このインフラ、これからやっていかなければならないインフラ整備というのは、それに充当するもの、事業がなかったのかどうか。もう遊具を、遊具というのは余裕がある時に、その公園やら、そういうところに整備していけばいいわけであって、果たして今やらなければならない、このお金を使ってですね、町としてやらなければならないそういう事業がなかったのかどうか。私は、お金が、まあ合併特例債がまだ使えるから、このぐらゐの事業をやろうとしか思えないんですね。もっと大事な事業がですね、この合併特例債でできたのではないかというふうに思うわけですよ。この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） お答えいたします。

まず1つ目の質問について財政課からご説明したいと思います。

ご存じのとおり当初予算において、この培養の空調機更新、これを予算化しました。これにつきましては、町で定めておる新町建設計画、これの中に「シイタケなど特養林産物の生産拠点を図って、産地化の確立に努める」と、こういう明確な位置付けがありました。で、また別のページにおいても「農林水産物の集荷・加工・販売施設の整備」ということで、私たちは峰浜培養がシイタケの生産とホダの確保を行っておりますので、まあこれも十分に合致するであろうと、このように当初は考えました。で、実際これは県に起債の協議をするわけですが、その過程においてですね、県から指摘として「民間と競合するものかどうか」と、「民間と競合するものかどうか」というものについての確認が求められました。で、これを私たちがどんどん調べたところ、この「競合」というのがですね、この培養の販売先が町内だけであれば何とかなったんですが、実際のところは県外にもたくさん売っておりまして、そうした点においては民間と競合するというふうなふうに捉えました。県とも協議を重ねたんですが、この辺については合併債の要件に該当しないだろうということで、このたび見送るという形にさせていただいたものであります。

○議長（皆川鉄也君） 堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 2つ目の培養がやれるのかという質問だったと思います

が、培養の方には確認しまして、町はまず2分の1の補助金を出しますよという話はしております。で、培養の方も予算の確保といいますか、それは大丈夫という回答をいただいておりますので、町としても2分の1補助金を出す予定としております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私から最後の遊具の件についてご答弁したいと思います。

8月の26日に開催しました全員協議会の中でもちょっと触れましたけれども、実は子育て支援をやはりこの人口減少対策の一丁目一番地と考えた時に、子育て支援対策は非常に大事な政策だなというふうに私は思っております。そういった中で、私も子育て支援のトレンドがもしかすると捉えきれてないんじゃないかということで、先ほど説明したとおりですね、子ども園の方に出向きまして、子育て世帯と実際に話をさせていただきました。そうした中で、やはり中央公園に、何であれだけの立派な公園なのに遊具がないんだとか、あるいは、もうちょっと屋内で遊び場が欲しいよねというような声はかなり多く聞こえたところでございまして、このたび補正予算でありますけれども、こうした事業を提案させていただいているところでございます。

確かに議員おっしゃるとおりですね、それ以外にも様々な事業があるんじゃないかというところは当然承知しているところでございますけれども、まずは我々としてできることから始めたいと、そういう強い思いがあって、このたびこの遊具を提案させていただいたところでございます。是非ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 培養のですね、この空調機器、今、課長から説明がありましたけれども、これをですね培養で、まあお金を準備してやる、やれるのであればですね、合併特例債を使って町から補助金を出す必要ないんじゃないですか。補助金だけでいいでしょう。それ何で町でね特例債を使って、このもう大事な財源ですよ。これを使ってやらなければならないのか。やはり培養も企業ですから、そういう企業にですね、やらせてみて、そして経営を繋げていくと。もう何でも町からもう補助していくと、町で全部やっていくと、こういうのではなくてですね、やはり企業に、培養にやらせてみて、そしてもしどうしてもできないと、借り入れもできないというのであればですね、その時考えるべきであって、この合併特例債ができなくて、それで補助金580万円やればです

ね、お金を準備できるということであるんだっただけですね、最初からそうした方がいいと思うんですよ。だから、まあハタハタ館もそうです。培養もそうです。甘やかせたら駄目ですよ。どうぞ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「休憩をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時39分 休 憩

.....

午前11時39分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの須藤議員のご質問についてお答えします。

当初合併特例債を検討した時は、3部屋の機器更新を考えておりました。ただ、3部屋となりますと金額も張りますし、培養単体では厳しいというご相談もありましたので特例債の活用を検討しておりましたが、まあ特例債が駄目だということで、培養と協議を進めまして、今回は1部屋の1千……

（「そこ説明しないとだめだよ」と呼ぶ者あり）

○農林水産課長（堀内和人君） 3部屋から1部屋にして機器の数を減らして、培養と協議しまして半分の補助で向かうという形になっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

まあ福祉課長の方から説明ありましたけれども、こども家庭庁の方の単独のこれは国の方で予算を取るべきであって、これを全保険者、国保、後期高齢、これを消費税のごとく取るという、これも令和10年度1兆3億円、これが計画されているので、このシステムにはまってしまうということになれば、もう強制的にこれを全国民が負担するんですけれども、これはやはりこども家庭庁という庁があるものですから、ここです

かりと財政を組んで、そこで責任を持って国が行うべき事業だと私は思いますので、この国の政策に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第65号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,755万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

6・7ページをご覧ください。

歳入、3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けた周知広報事業にかかる補助金の金額の確定に伴う2万円と、13項子ども・子育て支援事業補助金、子ども・子育て支援事業の円滑な施行に受けたシステム改修事業として474万7,000円の追加となります。

7款繰越金につきましては、歳入歳出調整のため2万円を減額としております。

歳入は以上となります。

歳出につきましては、８・９ページをご覧ください。

歳出、１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１８節負担金、補助及び交付金、子ども・子育て支援金制度システム改修事業費負担金として歳入と同額の４７４万７、０００円の追加となります。こちらにつきましては、歳入でご説明したとおり、共同電算システム改修費用の利用町村の負担金となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第６５号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 先ほどの質問の中でもいろいろ話し合いましたけれども、やはり令和１０年度に行われようとする１兆３億円のこの事業、大変大事な子育て支援の事業です。両立支援制度、先ほども公務員とか働いている人たちが家庭と両立できるような仕組み、これを実際に本当にやれるとなれば、国の方でも莫大なお金がかかります。これを是非、両立支援制度は実現していかなくちゃいけない事業ですけれども、これを安易に後期高齢、それから国保のその保険を負ってる人たちに対してこれを負担してもらうっていうことは、これは違うと思います。これは、こども家庭庁の庁の中でしっかりと予算を組んで、この中で国が行うべき事業だと思いますので反対をします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第６５号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第６５号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第６６号、令和７年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君）　ご説明いたします。

議案第66号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,252万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,714万4,000円とします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」によります。

令和7年9月2日提出

八峰町長　堀　内　満　也

6・7ページ目をご覧ください。

歳入です。7款繰入金1項一般会計繰入金5目低所得者保険料軽減繰入金2節過年度分43万1,000円、8款繰越金、前年度繰越金4,209万1,000円を追加補正するものであります。

歳入は以上となりまして、歳出につきましては、次の8・9ページ目をご覧ください。

歳出、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金、利子及び割引料3,275万4,000円の追加補正は、介護給付並びに地域支援事業の令和6年度事業確定による精算にかかる返還金となります。

次の6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金27節繰出金に976万8,000円の追加は、先述の償還金と同様に、令和6年度の事業確定による精算に伴う一般会計の繰出金ということになります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君）　これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第67号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第67号、令和7年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億365万5,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和7年9月2日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入につきましては、6・7ページ目をご覧ください。

歳入です。1款診療収入2項その他診察収入1目医科諸検査等収入、新型コロナウイルスワクチン接種収入として390万円の追加の補正であります。接種費用につきましては、1人当たり1万5,600円と想定しておりまして、うち町営診療所分で250人分を計上ということになっております。

次に、4款繰越金、前年度繰越金が63万円の減であり、こちらにつきましては、歳入歳出の調整のための補正となっております。

歳出につきましては、8・9ページ目をご覧ください。

歳出、1款総務費1項施設管理費2目歯科一般管理費17節備品購入費の29万5,000円の追加ですが、FF暖房機1台の更新でございます。理由といたしましては、運転前の定期点検により故障が発覚し、機器も古く交換部品もないということから補正予算を計上するものでございます。

2款医業費1目医科医業費10節需用費、医薬材料費295万円の追加につきましては、

新型コロナウイルスワクチン代ということになってございます。

17節備品購入費2万5,000円につきましては、診療機器の更新でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、発議第10号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。石上事務局長。

○議会事務局長（石上義久君）

発議第10号

令和7年9月2日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 同 上 見 上 政 子

〃 〃 奈 良 聡 子

〃 〃 芦 崎 達 美
〃 〃 須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和6年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定によるものです。

目的は、次の議案について審査することを目的とします。議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第73号、令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計5議案の認定について、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、令和7年9月2日から9月12日までの11日間。

委員の定数は、11名です。

令和6年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会においては、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課、教育委員会の所管に属する事項及び各公営企業会計の決算に関する事項です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置される

ことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。当席から指名いたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時06分 休 憩

午後 1時06分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第15、議案第68号、令和6年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第69号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第70号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第71号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第72号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第73号、令和6年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第74号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第22、議案第75号、令和6年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第23、議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所 八峰町八森字岩館向台、氏名は須藤由美子さん、66歳でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由、現委員の須藤由美子さんが令和7年12月31日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第5号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月10日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 1時13分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

